

参考資料

「飲食店の受動喫煙防止に向けた取組状況アンケート」

(飲食店調査票) 東京都福祉保健局

アンケートへの御協力をお願い

東京都では、飲食店の受動喫煙防止の現状等を定期的に把握するため、総務省の経済センサスー活動調査に基づく事業者名簿から無作為抽出した都内の飲食店約4,000店を対象に、店内の受動喫煙防止の方針や取組の内容について、下記の調査機関に委託して調査を実施させていただきます。

なお、平成20年度にも同様の調査を実施いたしました。

アンケートの結果は、今後の東京都の施策の参考にさせていただきたいと存じます。お忙しいところ恐れ入りますが、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

御回答いただいた内容については、本調査の目的のみに使用し、貴店の取組について、店名などが特定できる形で公表することはありません。

なお、御回答の中から、特に参考とさせていただきたい受動喫煙防止の取組については、後日ヒアリング調査をお願いする場合がございます。その場合は、事前に調査員から御連絡いたしますので、御協力よろしくお願い申し上げます。

■アンケート記入上の注意点

- ▶ このアンケートは、**経営者または店長などの責任者の方**に御記入をお願いします。
- ▶ 設問により、選択肢から1つだけ選んで○を付けるもの、複数に○を付けるもの、数字を記入するものなどがありますので、設問文に従って御回答をお願いします。

■アンケートの提出方法と提出期限

- ▶ 御記入が終わりましたら、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、

平成25年 **12月27日(金曜日)までに** 郵便ポストに投かんしてください。

■お問い合わせ先

調査実施機関：株式会社アストジェイ

住 所：東京都新宿区西早稲田 3-30-16 HORIZON.1 ビル

電 話：03-6380-2121

ファクシミリ：03-5155-7383

問合せ時間：平日(月曜日～金曜日) 午前9時～午後5時

担 当：鐘ヶ江(かねがえ)、四方(しかた)

当社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会から個人情報を適切に取り扱っていると認定された事業者です。
(プライバシーマーク使用許諾者)



※本調査は、東京都が調査専門機関である株式会社アストジェイに委託し、実施しています。

調査実施主体：東京都福祉保健局保健政策部健康推進課健康推進係
(参考：東京都ホームページ)

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko_zukuri/tk_jouhou/chousa.html

東京都福祉保健局⇒健康・安全⇒健康づくり⇒たばこによる健康影響の防止

⇒飲食店の受動喫煙防止に向けた取組状況調査

I 貴店についておたずねします

(複数のお店をお持ちの場合でも、調査票をお送りしたお店についてお答えください)

問1 ①お店の業種をお教えてください。(〇は1つ)

- 1 喫茶店
- 2 ファミリーレストラン
- 3 そば・うどん店
- 4 すし店
- 5 上記以外の日本料理店(てんぷら料理、うなぎ料理、かに料理、牛丼、鍋料理、しゃぶしゃぶなど)
- 6 西洋料理店(フランス料理、イタリア料理など)
- 7 中華料理店(ラーメン店を含む)
- 8 焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など
- 9 一般食堂(定食屋など)
- 10 ファーストフード店
- 11 お好み焼店、もんじゃ焼店
- 12 料亭
- 13 バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ
- 14 酒場、ビヤホール(居酒屋、焼鳥屋、ダイニングバーなど)
- 15 その他上記以外の飲食店(たこ焼き屋、甘味処など)(具体的に:)

② 店の経営形態についてお教えてください。(〇は1つ)

- 1 自営店 2 チェーン店 3 その他(具体的に:)

③ 店の客席数(定員となる座席の数)はどれぐらいですか。(〇は1つ)

- 1 10席未満 2 10~19席 3 20~29席
4 30~49席 5 50~99席 6 100席以上

④ 店の営業時間帯について、記入例を参考にお書きください。

記入例: 11時00分~15時00分及び17時00分~22時00分

<営業時間>

□時□分~□時□分 及び □時□分~□時□分

問2 (2ページ) へお進みください

Ⅱ 受動喫煙についておたずねします

問2 受動喫煙が健康に影響することを知っていますか。(〇は1つ)

1 知っている

2 今回のアンケートではじめて知った

「受動喫煙」とは、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。たばこの煙は、喫煙者が吸い込む主流煙と、火がついている部分から立ちのぼる副流煙に分けられ、副流煙にはニコチンや一酸化炭素などの有害物質や発がん物質が主流煙の何倍も含まれています。

問3 健康増進法では、飲食店の営業者にも受動喫煙の防止対策についての努力義務があることを知っていますか。(〇は1つ)

1 知っている

→ **問4 (3ページ)へお進みください**

2 今回のアンケートではじめて知った

→ **問5 (3ページ)へお進みください**

健康増進法 第25条

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

問4 問3で「1 知っている」と答えた方におたずねします

厚生労働省健康局長通知（平成22年2月25日付健発0225第2号）には次のような内容が記載されていますが、これらについて知っていますか。（〇は1つ）

※参考資料として、本通知の内容を同封しておりますので、詳細は御参照ください。

- 多くの人が利用する公共的な空間では、原則として全面禁煙であるべき
- 全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示して、来客者等にも理解と協力を求めること
- 全面禁煙が極めて困難である場合、当面は受動喫煙防止対策を行い、将来的には全面禁煙を目指すこと
- 全面禁煙が極めて困難である場合においても、喫煙場所から禁煙場所にたばこの煙が流れないことはもちろんのこと、適切な対策を講ずること
- 喫煙可能区域を設定した場合においては、喫煙場所と禁煙場所を明確に表示し、理解と協力を求めること

1 知っている

2 今回のアンケートではじめて知った

問5 受動喫煙に関する情報を、入手しやすいと思う方法は何ですか。（〇はあてはまるものすべて）

- 1 保健所など行政から（講習会や広報誌）
- 2 加盟している団体（協会や組合など）から（講習会や機関紙）
- 3 業界誌、専門紙から
- 4 一般の新聞、雑誌から
- 5 テレビ、ラジオから
- 6 インターネットから（1、2に属するものを除く。）
- 7 わからない
- 8 その他（具体的に： _____)

Ⅲ 貴店の禁煙・分煙の状況についておたずねします

問6 店内（お客様の利用するスペースのみ。屋上やテラス席は除く）の禁煙・分煙対策の状況をお教えてください。（〇は1つ）

- 1 禁煙や分煙の対策はしていない → 問7 へお進みください
- 2 店内は全面禁煙にしている → 問8 (5ページ)へお進みください
- 3 店内は分煙にしている → 問9 (6ページ)へお進みください

問7 問6で「1 禁煙や分煙の対策はしていない」と答えた方におたずねします

① 対策をしていない理由は何ですか。（〇はあてはまるものすべて）

- 1 お客様や売上が減少すると思ったため
- 2 お客様からの苦情や要望がないため
- 3 お店のスペースや構造上、効果的な分煙が難しいため
- 4 分煙するには空調設備などの導入に費用がかかるため
- 5 禁煙や分煙の対策をしたいが、方法がわからないため
- 6 健康増進法や受動喫煙による健康への影響について知らなかったため
- 7 たばこを吸える店としてアピールするため
- 8 所属する企業やチェーン本部の方針のため
- 9 特に理由はない
- 10 その他（具体的に： _____)

② 今後の予定についてお教えてください。（〇は1つ）

- 1 今後も対策の予定はない
- 2 全面禁煙を検討する
- 3 完全分煙を検討する（参考例参照）

【参考例：完全分煙（喫煙席から禁煙席へ煙が流れない分煙）】

- 同じフロアに喫煙室を設けている（煙は屋外に排気）
- 仕切り壁を設けて禁煙席に煙が流れないようにしている（煙は屋外に排気）
- 喫煙階と禁煙階に分けている（禁煙階には煙は流れない）

など

- 4 喫煙席と禁煙席に分ける分煙（禁煙席に煙は流れる）を検討する
- 5 ランチタイム禁煙などの時間分煙を検討する
- 6 わからない
- 7 その他（具体的に： _____)

→ 問17 (11ページ) へお進みください

問8 問6で「2 店内は全面禁煙にしている」と答えた方におたずねします

① 全面禁煙とした理由またはきっかけは何ですか。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 お客様や売上が増加すると思ったため
- 2 お客様からの要望や苦情があったため
- 3 お店のスペースや構造上、効果的な分煙が難しいため
- 4 空調設備などの費用がかからない対策のため
- 5 受動喫煙による健康への影響を防ぐため
- 6 健康増進法の施行により、受動喫煙防止対策が努力義務となったため
- 7 全面禁煙の店としてアピールするため
- 8 料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため
- 9 所属する企業やチェーン本部の方針のため
- 10 入居しているビルの方針のため
- 11 特に理由やきっかけはない
- 12 その他（具体的に： _____）

② 全面禁煙をしたことによるメリットはありましたか。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 お客様や売上が増加した
- 2 苦情が減少した
- 3 感謝の声が増えた
- 4 清掃回数や費用が減少した
- 5 開店時から禁煙にしているが特に問題はない
- 6 特にメリットはない
- 7 その他（具体的に： _____）

③ 全面禁煙をしたことによるデメリットはありましたか。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 お客様や売上が減少した
- 2 苦情が増加した
- 3 お客様への理解を得るための説明が増えた
- 4 特にデメリットはない
- 5 その他（具体的に： _____）

④ 今後の予定についてお教えてください。(〇は1つ)

- 1 全面禁煙を続ける
- 2 喫煙室を設置するなど完全分煙(禁煙席に煙は流れない)を検討する
- 3 喫煙席と禁煙席に分ける分煙(禁煙席に煙は流れる)を検討する
- 4 ランチタイム禁煙などの時間分煙を検討する
- 5 わからない
- 6 その他（具体的に： _____）

→ **問14（10ページ）へお進みください**

問9 問6で「3 店内は分煙をしている」と答えた方におたずねします

貴店ではどのような分煙をしていますか。(〇は1つ)

- 1 空間分煙をしている → **問10へお進みください**
- 2 空間分煙とランチタイム禁煙などの時間分煙の両方をしている → **問10へお進みください**
- 3 ランチタイム禁煙などの時間分煙のみをしている → **問13(9ページ)へお進みください**

問10 問9で「1 空間分煙をしている」、「2 空間分煙と時間分煙の両方をしている」と答えた方におたずねします

貴店の空間分煙の内容についてお教えてください。(〇は1つ)

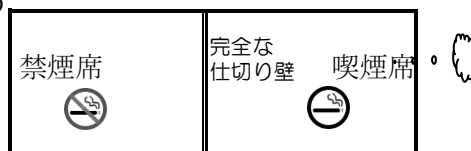
- 1 禁煙席に煙が流れない分煙(完全分煙)を行っている。(図1参照) → **問11(7ページ)へお進みください**

【図1】 完全分煙の例

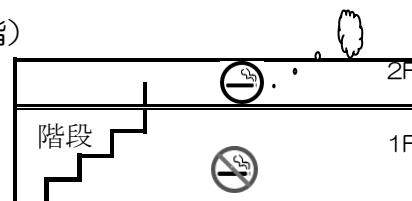
- 同じフロアに喫煙室を設けている
(煙は屋外に排気)



- 仕切り壁を設けて煙が流れないようにしている(煙は屋外に排気)



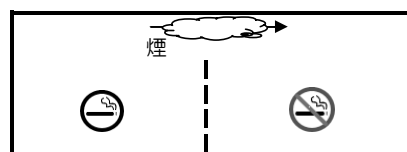
- 喫煙階(上の階)と禁煙階(下の階)に分けている
(禁煙階には煙は流れない)



- 2 喫煙席と禁煙席に分ける分煙(禁煙席に煙は流れる。)を行っている。(図2参照) → **問12(8ページ)へお進みください**

【図2】

- ついたてやカーテン等で分けているが、禁煙席に煙は流れる



問11 問10で「1 煙が流れない分煙（完全分煙）」と答えた方におたずねします

① 完全分煙をした理由やきっかけは何ですか。（〇はあてはまるものすべて）

- 1 お客様や売上が増加すると思ったため
- 2 お客様からの要望や苦情があったため
- 3 受動喫煙による健康への影響を防ぐため
- 4 健康増進法の施行により、受動喫煙防止対策が努力義務となったため
- 5 喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため
- 6 完全分煙の店としてアピールするため
- 7 料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため
- 8 所属する企業やチェーン本部の方針のため
- 9 入居しているビルの方針のため
- 10 特に理由やきっかけはない
- 11 その他（具体的に： _____）

② 完全分煙によるメリットはありましたか。（〇はあてはまるものすべて）

- 1 お客様や売上が増加した
- 2 苦情が減少した
- 3 感謝の声が増えた
- 4 清掃回数や費用が減少した
- 5 開店時から完全分煙にしているため特に感じない
- 6 特にメリットはない
- 7 その他（具体的に： _____）

③ 完全分煙によるデメリットはありましたか。（〇はあてはまるものすべて）

- 1 お客様や売上が減少した
- 2 苦情が増加した
- 3 お客様の喫煙席、禁煙席の希望に合わずに待たせる場合が増えた
- 4 特にデメリットはない
- 5 その他（具体的に： _____）

④ 今後の予定についてお教えてください。（〇は1つ）

- 1 現在の完全分煙を続ける
- 2 全面禁煙を検討する
- 3 わからない
- 4 その他（具体的に： _____）

→ ランチタイム禁煙などの時間分煙をしている方は、
問13（9ページ）へお進みください

→ 時間分煙をしていない方は、問14（10ページ）へお進みください

問 12 問 10 で「2 喫煙席と禁煙席に分ける分煙（禁煙席に煙は流れる）」と答えた方におたずねします

① 分煙をした理由やきっかけは何ですか。（〇はあてはまるものすべて）

- 1 お客様や売上が増加すると思ったため
- 2 お客様からの要望や苦情があったため
- 3 空調設備などの費用がかからない対策のため
- 4 受動喫煙による健康への影響を出来るだけ防ぐため
- 5 健康増進法の施行により、受動喫煙防止対策が努力義務となったため
- 6 喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため
- 7 所属する企業やチェーン本部の方針のため
- 8 特に理由やきっかけはない
- 9 その他（具体的に： _____）

② 分煙を実施したことによるメリットはありましたか。（〇はあてはまるものすべて）

- 1 お客様や売上が増加した
- 2 苦情が減少した
- 3 開店時から現在の分煙にしているが特に問題はない
- 4 特にメリットはない
- 5 その他（具体的に： _____）

③ 分煙を実施したことによるデメリットはありましたか。（〇はあてはまるものすべて）

- 1 お客様や売上が減少した
- 2 苦情が増加した
- 3 お客様の理解を得るための説明が増えた
- 4 お客様の喫煙席、禁煙席の希望に合わずに待たせる場合が増えた
- 5 特にデメリットはない
- 6 その他（具体的に： _____）

④ 今後の予定について教えてください。（〇は 1 つ）

- 1 現在の空間分煙を続ける
- 2 全面禁煙を検討する
- 3 喫煙室を設置するなど完全分煙（禁煙席に煙は流れない）を検討する
- 4 ランチタイム禁煙などの時間分煙を検討する
- 5 わからない
- 6 その他（具体的に： _____）

→ **ランチタイム禁煙などの時間分煙をしている方は、**
問 13（9 ページ）へお進みください

→ **時間分煙をしていない方は、問 14（10 ページ）へお進みください**

問13 ランチタイム禁煙などの時間分煙をしている方におたずねします

① 禁煙の時間帯について、記入例を参考にお書きください。

記入例 ランチタイム禁煙の場合： 禁煙の時間帯 **11**時**00**分 ~ **15**時**00**分 まで

禁煙の時間帯 時分~時分まで

② 時間分煙をした理由やきっかけは何ですか。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 席の回転が早くなりお客様や売上が増加すると思ったため
- 2 お客様からの要望や苦情があったため
- 3 受動喫煙による健康への影響を出来るだけ防ぐため
- 4 健康増進法の施行により、受動喫煙防止対策が努力義務となったため
- 5 所属する企業やチェーン本部の方針のため
- 6 入居しているビルの方針のため
- 7 受動喫煙防止対策として取り組みやすい方法だったため
- 8 特に理由やきっかけはない
- 9 その他(具体的に：)

③ 時間分煙を実施したことによるメリットはありましたか。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 席の回転が早くなり、お客様や売上が増加した
- 2 苦情が減少した
- 3 感謝の声が増えた
- 4 特にメリットはない
- 5 その他(具体的に：)

④ 時間分煙を実施したことによるデメリットはありましたか。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 お客様や売上が減少した
- 2 苦情が増加した
- 3 お客様の理解を得るための説明が増えた
- 4 特にデメリットはない
- 5 その他(具体的に：)

⑤ 今後の予定についてお教えてください。(〇は1つ)

- 1 現在の時間禁煙を続ける
- 2 禁煙時間帯の拡大を検討する
- 3 全面禁煙を検討する
- 4 喫煙室を設置するなど完全分煙(禁煙席に煙は流れない)を検討する
- 5 わからない
- 6 その他(具体的に：)

→ **問14 (10ページ)へお進みください**

問 14 店内を「全面禁煙」または「分煙」している方に表示についておたずねします

禁煙や分煙の取組をステッカーなどで表示していますか。(〇は1つ)

- 1 表示している → **問 15** へお進みください
- 2 表示していない → **問 16** へお進みください

問 15 このページの間14で「1 表示している」と答えた方におたずねします

① 表示している場所はどこですか。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 店頭に表示している
- 2 店内(壁、座席、メニューなど)に表示している
- 3 その他(具体的に: _____)

② 表示しているステッカーなどはどのようなものですか。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 自分の店で作成したもの
- 2 市販品、インターネットで入手したもの
- 3 所属する企業やチェーン本部から配布されたもの
- 4 区市町村や保健所などから配布されたもの
- 5 その他(具体的に: _____)

③ 表示によりどのようなメリットがありましたか。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 お客様や売上が増加した
- 2 苦情が減少した
- 3 お客様に説明する手間が減った
- 4 特にメリットはない
- 5 その他(具体的に: _____)

④ 禁煙や分煙の取組をお店のホームページや情報サイト等で紹介していますか。(〇は1つ)

- 1 紹介している
- 2 今後紹介したい
- 3 紹介する予定はない

→ **問 17 (11ページ)** へお進みください

問 16 このページの間14で「2 表示していない」と答えた方におたずねします

① 表示していない理由についてお教えてください。(〇は1つ)

- 1 店の方針として来店時や予約の際に従業員が説明をするため
- 2 ステッカーなどの表示を持っていないため
- 3 表示しなくてもトラブルがないため
- 4 店の雰囲気にな合わないため
- 5 必要性を感じないため
- 6 特に理由はない
- 7 その他(具体的に: _____)

② 今後、表示をする予定がありますか。(〇は1つ)

- 1 自分の店で作成して表示したい
- 2 市販品やインターネットで簡単に入手ができれば表示したい
- 3 使いやすいステッカーなどが配布されれば表示したい
- 4 表示する予定はない
- 5 その他(具体的に: _____)

→ **問 17 (11ページ)** へお進みください

Ⅳ 東京都への要望などについておたずねします(すべての方にお聞きします)

問17 東京都で禁煙、分煙の店頭表示用ステッカーを配布していることを知っていますか。(〇は1つ)

1 知っている

2 今回のアンケートではじめて知った

問18 東京都作成の店頭表示用ステッカー*を活用したいと思いませんか。(〇は1つ)

1 活用したい

2 活用する予定はない

※店頭表示用ステッカーの説明は、「アンケートの記入に関するお問い合わせは」に書いてあります

問19 受動喫煙防止を効果的に進めるために必要だと思う東京都への要望についてお答えください。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 受動喫煙による健康への影響について、利用者である都民や飲食店にもっと知らせてほしい
- 2 参考になる飲食店の取組事例をもっと紹介して欲しい
- 3 禁煙や分煙の表示ができる使いやすいステッカーなどを作成し、配布してほしい
- 4 受動喫煙防止対策を実施しているお店への表彰などを検討してほしい
- 5 受動喫煙防止対策のための経済的・技術的な支援をしてほしい
- 6 飲食店の業種業態は多様であり、条例等で一律な規制はしないでほしい
- 7 禁煙や分煙について、条例等で一律に規制してほしい
- 8 特にない
- 9 その他(具体的に:)

問20 その他、受動喫煙防止対策に関する御意見などありましたら、御記入ください。

--

御回答いただいた方についておたずねします

本アンケートに御回答いただいた方の連絡先について、よろしければ御記入ください。
御記入いただいた個人情報は、調査に関する御連絡にのみ使わせていただきます。

貴店名			
記入者名		連絡先電話番号	

※本アンケートの御回答の中から、参考にさせていただきたい取組について、後日ヒアリング調査への御協力をお願いする場合がございます。その場合は、事前に調査員が御連絡申し上げますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上でアンケート調査は終了です。御協力誠にありがとうございました。
同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、郵便ポストに投かんしてください。

「飲食店の受動喫煙防止に向けた取組状況アンケート」

(企業向け調査票) 東京都福祉保健局

アンケートへの御協力をお願い

東京都では、飲食店の受動喫煙防止の現状等を定期的に把握するため、関係団体の御協力により、会員企業の皆様を対象に、飲食店の受動喫煙防止の方針や取組の内容について、下記の調査機関に委託して、アンケート調査を実施させていただきます。

なお、本調査は、平成20年度にも同様に実施しております。

アンケートの結果は、今後の東京都の施策の参考にさせていただきたいと存じます。お忙しいところ恐れ入りますが、御協力よろしくお願い申し上げます。

御回答いただいた内容については、本調査の目的のみに使用し、貴社の取組について、貴社名や店舗名などが特定できる形で公表することはありません。

なお、御回答の中から、特に参考とさせていただきたい受動喫煙防止の取組については、後日ヒアリング調査をお願いする場合がございます。その場合は、事前に調査員から御連絡いたしますので、御協力よろしくお願い申し上げます。

■アンケート記入上の注意点

▶ 設問により、選択肢から1つだけ選んで○を付けるものと、複数に○を付けるものがあります。設問文に従って、御回答ください。

■アンケートの提出方法と提出期限

▶ 御記入が終わりましたら、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、

平成25年 **12月27日(金曜日)までに** 郵便ポストに投かんしてください。

■お問い合わせ先

【アンケートの記入方法に関しては…】

調査実施機関：株式会社アストジェイ

住 所：東京都新宿区西早稲田 3-30-16 HORIZON.1 ビル

電 話：03-6380-2121

ファクシミリ：03-5155-7383

問 合 せ 時 間：平日(月曜日～金曜日) 午前9時～午後5時

担 当：鐘ヶ江(かねがえ)、四方(しかた)

当社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会から個人情報適切に取り扱っていると認定された事業者です。
(プライバシーマーク使用許諾者)



【調査目的に関しては…】

調査実施主体：東京都 福祉保健局 保健政策部 健康推進課 健康推進係

電 話：03-5321-1111 (都庁代表) 内線32-854

問 合 せ 時 間：平日(月曜日～金曜日) 午前9時～午後5時

担 当：湯川、土屋

URL:http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko_zukuri/tk_jouhou/chousa.html

東京都福祉保健局⇒健康・安全⇒健康づくり⇒たばこによる健康影響の防止⇒飲食店の受動喫煙防止に向けた取組状況調査

I 貴社の受動喫煙防止の取組方針についてお尋ねします

問1 貴社では、各飲食店（※）に対し、禁煙や分煙等の方針を示していますか。（○は1つ）
（※）百貨店・ホテルの方は百貨店・ホテル内の飲食店（レストラン、喫茶等）について、また、
外食産業の方はチェーン店（直営店、フランチャイズ店）等について、御回答をお願いします。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1 全店共通の方針（対策）を示している | → 問2へお進みください。 |
| 2 お店によって対策を分けている | → 問4へお進みください。 |
| 3 方針を示していない（個々のお店の判断） | → 問5へお進みください。 |

★問2、問3は、問1で「1 全店共通の方針」と答えた方のみにお尋ねします

問2 具体的にどのような方針（対策）ですか。（○は1つ。ただし「4 時間分煙」と他の対策との組み合わせ実施の場合は2、3の選択肢と重複回答可）

- | |
|---|
| 1 全面禁煙 |
| 2 完全分煙（煙が流れないように、喫煙室又は仕切り壁を設置、喫煙席と禁煙席の階を区分） |
| 3 空間分煙（喫煙席と禁煙席を分けているが、煙は禁煙席に流れる状態） |
| 4 時間分煙（ランチタイム禁煙など、禁煙の時間帯を設けている） |
| 5 その他（具体的に： _____） |

問3 問2の方針（対策）とした理由は何ですか。（○はあてはまるものすべて）

- | |
|----------------------------------|
| 1 健康を重視する企業であることをアピールするため |
| 2 料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため |
| 3 お客様からの要望や苦情に対応するため |
| 4 受動喫煙による健康への影響を防ぐため |
| 5 健康増進法の施行により、受動喫煙防止の対策が必要となったため |
| 6 客席の回転をよくして売上増につなげるため |
| 7 競合する他社と差別化を図るため |
| 8 喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため |
| 9 その他（具体的に： _____） |

★問4は、問1で「2 お店によって対策を分けている」と答えた方のみにお尋ねします

問4 お店の対策をどのように決めていますか。（○は1つ）

- | |
|--|
| 1 お店の構造、規模、立地条件、客層等により対策を決めている。 |
| 2 お店が入っているビル等の所有者（管理会社）の方針にあわせて対策を決めている。 |
| 3 その他（具体的に： _____） |

★問5は、問1で「3 方針を示していない」と答えた方のみにお尋ねします

問5 今後、受動喫煙防止について何らかの取組方針を決める予定がありますか。（○は1つ）

- | |
|---------|
| 1 予定がある |
| 2 予定はない |

問6（次ページ）へお進みください。

Ⅱ 禁煙や分煙の表示についてお尋ねします（すべての方にお聞きします）

問6 貴社では、各飲食店に対し、禁煙や分煙の取組を、店頭などに表示する方針を示していますか。
(〇は1つ)

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 方針を示している | → 問7へお進みください。 |
| 2 方針を示していない | → 問8へお進みください。 |

★問7は、問6で「1 方針を示している」と答えた方のみにお尋ねします

問7 貴社では、どのような表示をすることになっていますか。(〇は1つ)

- | |
|-------------------------------|
| 1 貴社で作成したオリジナルのもの |
| 2 所属する団体等から配付されたもの |
| 3 市販のもの、またはインターネットでダウンロードしたもの |
| 4 区市町村や保健所などから配布されたもの |
| 5 その他（具体的に： _____) |

★問8は、問6で「2 方針を示していない」と答えた方のみにお尋ねします

問8 貴社が、今後、各飲食店に禁煙や分煙の表示をするとすれば、どのようなものを表示しますか。(〇は1つ)

- | |
|----------------------------|
| 1 貴社でオリジナルのものを作成して表示する |
| 2 使いやすいステッカーなどがあれば利用して表示する |
| 3 その他（具体的に： _____) |

Ⅲ 貴社の飲食店の受動喫煙防止の取組、禁煙や分煙の表示について御紹介ください

問9 貴社の各飲食店における受動喫煙防止の取組について御紹介をお願いします。禁煙、完全分煙の取組だけでなく、時間分煙の取組でも結構です。
また、禁煙や分煙の表示に関する取組について御紹介をお願いします。

問10 (次ページへお進みください。)

Ⅳ 受動喫煙防止に関するご意見、ご要望についてお尋ねします（すべての方に）

問 10 受動喫煙防止に関して東京都への御意見、御要望があれば、御記入をお願いします。

お答えいただいた方にお聞きします

本アンケートにお答えいただいた方の連絡先について、御記入をお願い申し上げます。
御記入いただいた個人情報は、調査に関する御連絡のみに使わせていただきます。

貴社名			
所在地	〒 —		
御記入者の部署		御記入者名 (差し支えなければ)	
連絡先電話番号		FAX 番号	

※本アンケート御回答の中から、参考にさせていただきたい取組について、後日、ヒアリング調査への御協力をお願いする場合がございます。その場合は、事前に調査員から御連絡いたしますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でアンケート調査は終了です。御協力いただき、ありがとうございました。

同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、郵便ポストに投かんしていただきますようお願い申し上げます。

健発0225第2号
平成22年2月25日

各
〔都道府県知事
保健所設置市
特別区長〕
殿

厚生労働省健康局長

受動喫煙防止対策について

健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第25条に規定された受動喫煙の防止については、「受動喫煙防止対策について」（平成15年4月30日付け健発第0430003号厚生労働省健康局長通知。以下「旧通知」という。）において、その必要な措置の具体的な内容及び留意点を示しているところである。

その後、平成17年2月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、平成19年6月から7月にかけて開催された第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択されるなど、受動喫煙を取り巻く環境は変化してきている。

このような状況を受け、平成21年3月に「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」（別添）が取りまとめられたことを踏まえ、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性等について下記のとおりとするので、御了知の上、関係方面への周知及び円滑な運用に御配慮をお願いしたい。

また、職場における受動喫煙防止対策は、厚生労働省労働基準局安全衛生部において、「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」において、今後の方向性についての議論をしているところであり、併せてご了知いただきたい。

なお、旧通知は、本日をもって廃止する。

記

1 法第25条の規定の制定の趣旨

法第25条の規定において「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」こととした。また、本条において受動喫煙とは「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義した。

受動喫煙による健康への悪影響については、科学的に明らかとなっている。^{注)}

本条は、受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止する措置をとる努力義務を課すこととし、これにより、国民の健康増進の観点からの受動喫煙防止の取組を積極的に推進することとしたものである。

注) 受動喫煙による健康への悪影響については、流涙、鼻閉、頭痛等の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等生理学的反応等に関する知見が示されるとともに、慢性影響として、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇を示す疫学調査があり、IARC（国際がん研究機関）は、証拠の強さによる発がん性分類において、たばこをグループ1と分類している。

また、受動喫煙により非喫煙妊婦であっても低出生体重児の出産の発生率が上昇するという研究報告がある。

また、国際機関や米英をはじめとする諸外国における公的な総括報告においては、受動喫煙の煙中には、ニコチンや一酸化炭素など様々な有害化学物質が含まれており、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など呼吸器疾患の原因となり、特に親の喫煙によって、子どもの咳・たんなどの呼吸器症状や呼吸機能の発達に悪影響が及ぶなど、様々な報告がなされている。

2 法第25条の規定の対象となる施設

法第25条の規定においてその対象となる施設として、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店が明示されているが、本条における「その他の施設」は、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等

多数の者が利用する施設を含むものであり、本条の趣旨にかんがみ、鉄軌道車両、バス、タクシー、航空機及び旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。

3 今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性

今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。一方で、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする。

また、特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。

4 受動喫煙防止措置の具体的方法

(1) 施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙は、受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているため、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し周知を図るとともに、来客者等にも理解と協力を求める等の対応をとる必要がある。

また、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。

(2) 全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙が極めて困難である場合には、施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。

全面禁煙が極めて困難である場合においても、「分煙効果判定基準策定検討会報告書」（平成14年6月）等を参考に、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要がある。喫煙可能区域を設定した場合には、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、周知を図り、理解と協力を求めるとともに、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる必要がある。例えば、当該区域が喫煙可能区域であり、たばこの煙への曝露があり得ることを注意喚起するポスター等を掲示する等の措置が考

えられる。

5 職場における受動喫煙防止対策との連携と調和

- (1) 労働者のための受動喫煙防止措置は、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（平成15年5月9日付け基発第0509001号厚生労働省労働基準局長通達）に即した対策が講じられることが望ましい。
- (2) 都道府県労働局においても、職場における受動喫煙防止対策を推進していることから、法第25条に基づく施策の実施に当たっては、管内労働局との連携を図る。
- (3) 法第25条の対象となる施設の管理者は多岐にわたるが、これらの管理者を集めて受動喫煙の健康への悪影響や各地の好事例の紹介等を内容とした講習会を開催するなど、本条の趣旨等の周知徹底を図る。この際、職場における受動喫煙対策推進のための教育については、「職場における喫煙対策推進のための教育の実施について」（平成16年5月13日付け基発第0513001号厚生労働省労働基準局長通達）により都道府県労働局が推進していることに留意する。

6 その他

- (1) 平成15年度より、株式会社日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）の生活衛生資金貸付の対象として、受動喫煙防止施設が追加されていることから、飲食店、旅館等の生活衛生関係営業者に対して、これを周知する。また、都道府県や市町村において、禁煙支援の保健指導、分煙方法の情報提供等を実施している場合、事業者や個人の参加をより一層促すよう努力する。
- (2) 受動喫煙防止対策を実効性をもって継続的に推進するためには、社会全体として受動喫煙防止対策に取り組むという気運を醸成することが重要である。このためにも、本通知を幅広く周知し、理解と協力を求めるとともに、健康日本21の枠組み等のもと、たばこの健康への悪影響や、禁煙を促す方法等について、さまざまな機会をとらえて普及啓発を行うなどの受動喫煙防止対策を進めていく必要がある。

(3) エビデンスに基づいた情報の発信及び普及啓発

ア 受動喫煙による健康影響に関する客観的な研究成果を活用し、受動喫煙の実態や健康への悪影響、諸外国の取組状況等について情報提供を進める。

イ 受動喫煙防止対策の推進に当たり、ニコチン代替製剤や内服薬等の禁煙補助薬による禁煙方法等の禁煙を促す情報等を提供する。

ウ たばこの健康への悪影響について普及啓発し、禁煙を促す方法等について、健康教育の一環として、地域、職域、家庭等において、関係者の対話と連携のもとで一層推進する。

特に健康被害を受けやすい乳幼児の家庭内受動喫煙防止のために、妊婦健診や両親教室など様々な機会を捉えて、禁煙とその継続を図るよう啓発する。

受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会 報告書

I はじめに

我が国の受動喫煙防止対策は、平成12年に策定された「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」において「たばこ」に関する目標の一つとして「公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及」を掲げ取り組んでいるほか、平成15年から施行されている健康増進法第25条に基づき、取組を推進してきたところである。

平成17年2月には、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(以下「条約」という。)が発効し、平成19年6月から7月にかけて開催された第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」がコンセンサスをもって採択された。我が国も条約の締約国として、たばこ対策の一層の推進が求められている。

また、これらを受けて、公共の場や職場においても禁煙区域を設ける動きがみられてきた。

こうした背景のもと、我が国の受動喫煙防止対策について、改めて現状を把握し、基本的考え方を整理するとともに、今後の対策の方向性を示すため、受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会を開催し、平成20年3月26日より6回にわたり議論し、意見聴取を踏まえた検討を経て、報告書をまとめるに至った。

II 現況認識と基本的考え方

1. 現況認識

(1) 受動喫煙が死亡、疾病及び障害を引き起こすことは科学的に明らかであり、国際機関や米英をはじめとする諸外国における公的な総括報告において、以下が報告されている。

- ① 受動喫煙は、ヒトに対して発がん性がある化学物質や有害大気汚染物質への曝露である。¹⁾
- ② 受動喫煙の煙中には、ニコチンや一酸化炭素など様々な有害化学物質が含まれており、特にヒトへの発がん性がある化学物質であるベンゾピレン、ニトロソアミン等も含まれている。¹⁾
- ③ 受動喫煙は、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など呼吸器疾患の原因となる。特に親の喫煙によって、子どもの咳・たんの呼吸器症状や呼吸機能の発達に悪影響が及ぶ。¹⁾
- ④ 受動喫煙によって、血管内皮細胞の障害や血栓形成促進の作用が認められ、

冠状動脈疾患の原因となる。¹⁾

⑤ 受動喫煙によって、急性の循環器への悪影響がある。¹⁾

また、受動喫煙を防止するため公共的な空間での喫煙を規制した国や地域から、規制後、急性心筋梗塞等の重篤な心疾患の発生が減少したとの報告が相次いでなされている。²⁾³⁾

(2) 我が国の現在の成人喫煙率は男女合わせて24.1%⁴⁾であり、非喫煙者は未成年者を含む全人口の4分の3を超えているが、受動喫煙の被害は喫煙者が少なくなれば軽減されるというものではない。たとえ喫煙者が一人であっても、その一人のたばこの煙に多くの非喫煙者が曝露されることがある。

また、家庭に子どもや妊産婦のいる割合が高い20代・30代の喫煙率は、その他の年代と比べて高く、20代では男性47.5%、女性16.7%、30代では男性55.6%、女性17.2%となっている⁴⁾。少量のたばこの煙への曝露であっても影響が大きい子どもや妊婦などが、たばこの煙に曝露されることを防止することが重要で喫煙の課題となっている。

(3) こうした中、我が国では、日本学術会議からの脱たばこ社会の実現に向けた提言⁵⁾、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の制定に向けた取組、成人識別機能付自動販売機の導入(平成20年7月より全国稼働)、JRやタクシーなど公共交通機関における受動喫煙防止対策の取組の前進など、たばこをめぐる環境が変化しつつあり、たばこ対策について国民の関心も高まってきている。

(4) 国際的には、平成17年2月に、たばこの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的として、条約が発効され、第8条において、「たばこの煙にさらされることからの保護」として、受動喫煙防止に関する下記条項が明記されている。

- ・ 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- ・ 2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による

当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

また、平成19年6月から7月にかけて開催された第2回締約国会議において「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が策定されたことや各国の状況等の国際的な潮流も踏まえ、条約締約国である我が国においても受動喫煙防止対策を一層推進し、実効性の向上を図る必要がある。

2. 基本的考え方

- (1) 受動喫煙防止対策の推進に当たって、受動喫煙を含むたばこの健康への悪影響についてエビデンスに基づく正しい情報を発信し、一人ひとりがたばこの健康への悪影響について理解を深めるとともに、ニーズに合わせた効果的な普及啓発を一層推進することにより、受動喫煙防止対策があまねく国民から求められる気運を高めていくことが重要である。

また、喫煙者の喫煙の自由や権利が主張されることがあるが、喫煙者は自分の呼出煙、副流煙が周囲の者を曝露していることを認識する必要があるとともに、喫煙者の周囲の者が意図せずしてたばこの煙に曝露されることから保護されるべきであること、受動喫煙というたばこの害やリスク(他者危害)から守られるべきであることを認識する必要がある。

- (2) 今後の受動喫煙防止対策は、基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。特に、子どもが利用する学校や医療機関などの施設をはじめ、屋外であっても、公園、遊園地や通学路などの空間においては、子どもたちへの受動喫煙の被害を防止する措置を講ずることが求められる。そのためには、国や地方公共団体はもちろんのこと、様々な分野の者や団体が取組に参画し、努力する必要がある。

- (3) 一方で、我が国の飲食店や旅館等は、中小規模の事業所が多数を占めている中で、昨今の世界的な社会経済状態の影響等も相まって、飲食店経営者や事業者等にとって、自発的な受動喫煙防止措置と営業とを両立させることが困難な場合があるとの意見がある。このような意見も考慮した上で、受動喫煙防止対策の基本的な方向性を踏まえつつ、対策を推進するためには、社会情勢の変化に応じて暫定的に喫煙可能区域を確保することもとり得る方策の一つである。

Ⅲ 今後推進すべき受動喫煙防止対策について

(施設・区域において推進すべき受動喫煙防止対策)

- (1) 国及び地方公共団体は、多数の者が利用する施設・区域のうち、全面禁煙とするべき施設・区域を示すことが必要である。例えば、その施設を利用することが不可避である、医療機関、保健センター等の住民の健康維持・増進を目的に利用される施設、官公庁、公共交通機関等が考えられる。
- (2) 国は、多数の者が利用する施設における受動喫煙防止対策の取組について、進捗状況や実態を把握する必要がある。
- (3) 施設管理者及び事業者は、多数の者が利用する施設の規模・構造、利用状況等により、全面禁煙が困難である場合においても、「分煙効果判定基準策定検討会報告書」⁶⁾等を参考に、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要がある。また、将来的には全面禁煙を目指すよう努める必要がある。
- (4) 中小規模の事業所が多数を占める飲食店や旅館等では、自発的な受動喫煙防止措置と営業を両立させることが困難な場合があることに加え、利用者に公共的な空間という意識が薄いため、受動喫煙防止対策の実効性が確保し難い状況にある。しかしながら、このような状況にあっても、受動喫煙をできる限り避けたいという利用者が増えてきていることを十分考慮し、喫煙席と禁煙席の割合の表示や、喫煙場所をわかりやすく表示する等の適切な受動喫煙防止措置を講ずることにより、意図せずしてたばこの煙に曝露されることから人々を保護する必要がある。
また、国民は、受動喫煙の健康への悪影響等について十分理解し、施設内での受動喫煙防止対策や表示等を十分意識する必要がある。国及び地方公共団体等は、わかりやすい情報提供がなされるよう環境整備に努める必要がある。
- (5) 喫煙可能区域を確保した場合においては、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないようにする措置を講ずる必要がある。例えば、その場が喫煙可能区域であり、たばこの煙への曝露があり得ることを注意喚起するポスター等を掲示する等の措置が考えられる。

また、このような場合においては、従業員についてみれば、長時間かつ長期間にわたりたばこの煙に曝露されることもあるため、従業員を健康被害から守るための対応について

検討を深める必要がある。

(エビデンスに基づく正しい情報の発信)

(6) 国内での受動喫煙防止対策に有用な、下記のような調査・研究を進める必要がある。

- ① 我が国の特殊性を考慮しながら、室内空間の変化に対応した受動喫煙による曝露状況の調査やバイオマーカー(注1)を用いた受動喫煙によるたばこの煙への曝露を評価・把握するための研究
- ② 受動喫煙曝露による生体への影響の詳細について諸外国との比較研究調査や規制によるサービス産業への経済影響に関する調査研究、これまでの研究結果を利用したメタアナリシス(注2)等
- ③ 調査・研究によって得られたエビデンスや結果を有効に発信するための仕組みに関する研究

(注1)バイオマーカー:血液や尿に含まれる生体由来の物質で、体内の生物学的変化をとらえるための指標となるもの

(注2)メタアナリシス:過去に行われた複数の研究成果を集積・統合し解析する研究手法。これにより、研究成果の信頼性の向上を図ることができる

(7) 国・地方公共団体は、これらの研究成果を活用し、受動喫煙の実態や健康への悪影響、諸外国の取組状況等について情報提供を進めることが必要である。

(8) このほか、受動喫煙防止対策の推進に当たり、ニコチン代替製剤や内服薬等の禁煙補助薬等、禁煙希望者が安くかつ楽に禁煙する方法等の禁煙を促す情報等についても発信する必要がある。特に薬局にて禁煙補助薬が入手可能になったことを広く周知する必要がある。また、「残留たばこ成分」等の新しい概念や煙の出ないいわゆる「無煙たばこ」等の新しいたばこ関連製品に関する健康影響についての情報提供も重要である。

(普及啓発の促進)

(9) たばこの健康への悪影響について普及啓発し、禁煙を促す方法等について、健康教育の一環として、地域、職域、学校、家庭等において、関係者の対話と連携のもとで一層推進する必要がある。特に健康被害を受けやすい乳幼児の家庭内受動喫煙防止

のために、妊婦健診や両親教室など様々な機会を捉えて、禁煙とその継続を図るよう啓発することが重要である。

- (10) また、保健医療従事者は、専門領域や本人の喫煙状況等にかかわらず、たばこの健康への悪影響について正確な知識を得て、健康教育、特に禁煙教育や喫煙防止教育にこれまで以上に積極的に携わっていく責務があることを自覚する必要がある。

IV 今後の課題

今後検討を行っていく必要のある課題として、以下の事項が考えられる。

- (1) 受動喫煙については、子どもや妊産婦など特に保護されるべき立場の者への悪影響が問題となっている。屋外であっても、子どもや多数の者の利用が想定される公共的な空間(例えば、公園、通学路等)での受動喫煙防止対策は重要である。しかしながら、路上喫煙禁止等の措置によって喫煙者が公園において喫煙するという状況がみられる。受動喫煙防止対策の基本的な方向性を踏まえつつ、対策を推進するために、暫定的に喫煙可能区域を確保する場合には、子どもに被害が及ばないところとする等の措置も検討する必要がある。
- (2) 職場によっては従業員本人の自由意思が表明しにくい可能性もあることも踏まえ、職場において可能な受動喫煙防止対策について検討していく必要がある。
- (3) たばこ価格・たばこ税の引上げによって喫煙率の低下を図ることは重要であり、その実現に向けて引き続き努力する必要がある。
- (4) 国、地方公共団体等の行政機関の協働・連携を図るなど、受動喫煙防止対策を実効性を持って持続的に推進するための努力を更に継続していく必要がある。
また、諸外国におけるクイットライン(電話による禁煙相談)のように手軽に活用できる禁煙支援のための方策・連携体制の構築等について検討する必要がある。
- (5) 受動喫煙の健康への悪影響について、国民や関係者が十分理解し、自ら問題意識をもって、共同体の一員として問題解決に臨む必要がある。受動喫煙防止対策を実効性をもって持続的に推進するためには、社会全体として受動喫煙防止対策に取り組むという気運を従来にも増して醸成することが重要であり、そのための効果的な方策を探ると

ともに速やかに行動に移す必要がある。

V おわりに

健康日本21や健康増進法、条約に基づき、今後とも受動喫煙防止対策を含めたたばこ対策を推進し、国民の健康増進を図る必要がある。受動喫煙防止対策は、その進捗状況及び実態を踏まえるとともに、諸外国の状況や経験を参考にしながら、更なる対策の進展に向け、関係者の参画のもとで系統的な取組を行い、評価する必要がある。

- 1) The Health Consequences of Involuntary Exposure to Tobacco Smoke “A Report of Surgeon General 2006
- 2) Glantz SA. Meta-analysis of the effects of smokefree laws on acute myocardial infarction: An update. Preventive Medicine. 2008;47:452-53
- 3) Pell JP et al. Smoke-free legislation and hospitalizations for acute coronary syndrome. N Engl J Med 2008;359:482-91
- 4) 平成20年12月25日「平成19年国民健康・栄養調査概要」:厚生労働省
- 5) 平成20年3月4日「脱タバコ社会の実現に向けて」:日本学術会議
- 6) 平成14年6月分煙効果判定基準策定検討会報告書:厚生労働省

受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会 報告書（概要）

- 基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき。
- 社会情勢の変化に応じて暫定的に喫煙可能区域を確保することもとり得る方策の一つ。
- 受動喫煙を含むたばこの健康への悪影響についてエビデンスに基づき正しい情報を発信し、受動喫煙防止対策が国民から求められる気運を高めていくことが重要。
- 喫煙者は自分のたばこの煙が周囲の者を曝露していることを認識することが必要。

施設・区域において推進すべき受動喫煙防止対策

- ・ 国及び地方公共団体は、全面禁煙とすべき施設・区域を示すことが必要。
- ・ 国は、受動喫煙防止対策の取組について、進捗状況や実態を把握することが必要。
- ・ 施設管理者及び事業者は、全面禁煙が困難である場合においても、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努めることが必要。
- ・ 喫煙可能区域を確保した場合には、その区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないようにする措置を講ずることが必要。
- ・ 従業員を健康被害から守るための対応について検討を深めることが必要。

その他の対策

- ・ 受動喫煙防止対策に有用な調査・研究を進め、エビデンスに基づく正しい情報を発信することが必要。
- ・ 禁煙を促す情報等を発信することが必要。また、「残留たばこ成分」等の新しい概念や新しいたばこ関連製品に関する健康影響についての情報提供も重要。
- ・ たばこの健康への悪影響について普及啓発し、禁煙を促す方法等について、健康教育の一環として一層推進することが必要。
- ・ 保健医療従事者は、健康教育（特に禁煙教育や喫煙防止教育）に積極的に携わっていく責務があることを自覚することが必要。

今後の課題

- ・ 暫定的に喫煙可能区域を確保する場合には、子どもに被害が及ばないところとする等の措置も検討することが必要。
- ・ 職場における受動喫煙防止対策について検討していくことが必要。
- ・ たばこ価格・たばこ税の引上げによる喫煙率低下の実現に向けて引き続き努力することが必要。
- ・ 受動喫煙防止対策を実効性を持って持続的に推進するための努力を更に継続していくことが必要。
- ・ 社会全体として受動喫煙防止対策に取り組むという気運を従来にも増して醸成することが重要であり、そのための効果的な方策を探るとともに、速やかに行動に移すことが必要。

平成26年3月発行

登録番号(25)422

飲食店における受動喫煙防止に向けた取組状況調査報告書

発行 東京都福祉保健局保健政策部健康推進課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5320)4356

印刷 株式会社 進英プリント
東京都渋谷区代々木一丁目18番19号
電話 03(3379)5525



古紙配合率100%再生紙を使用しています
白色度70%再生紙を使用しています